

## 北九州市ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、北九州市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 北九州市が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (3) 局区等 北九州市広告掲載要綱第2条第3号に規定する局区等をいう。

### (広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

### (掲載が可能な広告の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先のホームページ内容の範囲は、北九州市広告掲載要綱第3条及び北九州市広告掲載基準の定めるところによる。

### (広告を掲載するページ)

第5条 市ホームページにおいて、広告を掲載するページは、当該ページを管理する局区等の長が決定する。

### (広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズは、縦50ピクセル×横150ピクセルとする。
  - (2) データ形式は、GIF（アニメ可）又はJPGとする。
  - (3) データ容量は、1バナーにつき15KB以内とする。
- 2 前項と異なる規格については、別に定めることとする。

### (広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として1ヵ月単位とする。

- 2 複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることがで

きる。

3 広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

4 広告を掲載する終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、市と広告掲載に関する契約を締結した広告代理店（以下「広告代理店」という。）又は市が行う。

(広告掲載の申し込み)

第9条 広告の掲載を希望する者は、広告代理店又は市に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告内容の変更)

第10条 広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、若しくはおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主又は広告代理店（以下「広告主等」という。）に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主等への催告等を行わずに、直ちに広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止することができる。

(1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主等が行わないとき

(4) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある場合、又はこの要領等に抵触する場合で、前条の規定によっても解消できないとき

(5) その他、市ホームページへの広告掲載が適切でないとき

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取り下げるることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市に申し出なければならない。

3 前項の申し出は、広告代理店が広告主の募集を行っている場合は、広告代理店を通じ

て行うものとする。

- 4 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納入済みの広告料は返還しない。

(広告料の返還)

第13条 広告主等の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納入済みの広告料を返還する。

- 2 前項の規定により返還する広告料は、掲載を取り消した月以降の納入済み月額額の総額とする。
- 3 第1項の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(リンク先の変更)

第14条 広告主等は、リンク先の URL を変更することができる。

- 2 広告主等は、広告のリンク先の URL を変更するときは、変更しようとする日の7日前までに市に届け出ることとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第16条 この要領の実施に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年2月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、平成20年2月25日以後に広告の募集を行ったものに適用し、平成20年2月25日前に広告の募集を行ったものについては、なお従前の例による。

付則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。